

戸籍に関する証明交付申請書(郵送用)

糸満市長 殿

年 月 日

本籍	沖縄県糸満市		
筆頭者 (戸籍のはじめに書かれている人)	フリガナ	氏名	生年月日
			明・大・昭・平・令 年 月 日
必要な人 (抄本、一部、身分証明の場合に記入)	フリガナ	氏名	生年月日
			明・大・昭・平・令 年 月 日
必要な証明  *謄本(全部) 戸籍内の全員記載  *抄本(一部) 戸籍内の一部の人記載	戸籍	(全部事項証明(謄本))	通 (個人事項証明(抄本)) 通
	改製原戸籍	(謄本)	通 (抄本) 通
	除籍	(謄本)	通 (抄本) 通
	受理証明書		通 届出名( )届 ) 届出日( 年 月 日 )
	身分証明書		通
	その他〔 〕		通
	戸籍附票	(全部)	通 (一部) 通
附票に記載する項目にチェック☑してください ※チェック☑が無い場合は記載されません <input type="checkbox"/> 本籍・筆頭者氏名 <input type="checkbox"/> 在外選挙人登録地(在外人登録がある方のみ・使用目的等の記載必要)			
※必要としている戸籍証明等についてご希望がある場合は記入してください。 <input type="checkbox"/> 〈 〉の死亡に伴う相続手続きのため、 <input type="checkbox"/> 出生から死亡までの戸籍が各( )通必要 <input type="checkbox"/> 死亡が確認出来る戸籍が( )通必要 <input type="checkbox"/> 〈 〉と〈 〉の関係が分かるものが( )通必要 <input type="checkbox"/> 戸籍附票で証明が必要な住所( ) <input type="checkbox"/> その他 [ ]			
※1ヶ月以内に戸籍の届出をされた場合は記入してください。 <input type="checkbox"/> 出生 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> その他( ) 月 日 都道府県 市区町村に届出			
請求者 (この証明が必要な人)	住所	〒 ※現在住民登録されている住所を記入してください(送付先は住民登録地になります。)	
	フリガナ	氏名	電話番号 ※昼間連絡が取れるところを必ず記入してください。 - -
	戸籍に載っている方との関係 : <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 夫・妻 <input type="checkbox"/> 父・母 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> 祖父・祖母 <input type="checkbox"/> その他( )		
	証明書の使用目的 :		
代理人  ※代理人が請求する場合は『委任状』が必要です。	住所	〒 ※現在住民登録されている住所を記入してください(送付先は住民登録地になります。)	
	フリガナ	氏名	電話番号 ※昼間連絡が取れるところを必ず記入してください。 - -

## 郵送による戸籍謄抄本等の請求について

下記の書類を同封し、本籍地の市区町村に送付してください。

① 戸籍に関する証明交付申請書(郵送用)

② 切手を貼った返信用封筒

※請求者(代理人が請求する場合は代理人)の住所(住民登録地)と氏名を記入してください。

③ 手数料分の定額小為替(郵便局で購入してください。)

※定額小為替には何も記入せず、おつりのないようお願いします。

手数料

全部事項証明(謄本) 1通 450円 戸籍附票 1通 300円

個人事項証明(抄本) 1通 450円 身分証明書 1通 300円

改製原戸籍(謄本・抄本) 1通 750円

除籍(謄本・抄本) 1通 750円

受理証明書(小) 1通 350円

※糸満市以外への請求の場合は、請求先の市区町村にお問い合わせください。

④ 本人確認書類・権限確認書類

- ・本人が請求する場合 …… 本人確認書類(運転免許証・健康保険証等の写し)  
※官公署発行の証明書で現住所の記載されたもの
- ・代理人が請求する場合 …… 代理人の本人確認書類及び本人からの委任状(原本)
- ・法人が請求する場合 …… 法人の登記事項証明書(発行から3ヶ月以内のもの)  
請求の任にあたっている者の社員証の写しと本人確認書類  
事務所の所在地を証明する書類

※ 第三者(法人等)が他人の戸籍を請求する場合は、請求理由を詳細に記入し、その根拠となる資料(契約書等)の写しを同封してください。

※ 親族等からの請求で請求者本人が記載された戸籍以外を請求する際は、請求者と必要な戸籍との関係が確認できる資料(関係戸籍等)や委任状の提出が必要となる場合があります。

### 【申請にあたっての注意】

- ・ 戸籍簿は相続や婚姻、養子縁組や法律改正等の理由により作り変えられ、同一人に関する戸籍が数種類存在するのが通常です。相続等の目的で戸籍に関する証明を申請される際は、どのような記載がある戸籍が必要なのか具体的に記入してください。
- ・ 確認が必要となる場合がありますので、平日昼間連絡が取れる電話番号を必ず記入してください。連絡が取れない場合、交付できないこともあります。

偽りその他不正の手段により戸籍等の交付を受けると30万円以下の罰金が科せられます(戸籍法第135条)

### 【送付先】 〒901-0392

沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地 糸満市役所 市民課 戸籍係

電話番号:098-840-8125(市民課直通)